

西栗倉村 橋梁の長寿命化計画

2 0 2 2 年度版

令和 5 年 3 月

西栗倉村

建設課

目 次

1. はじめに	・・・・・・・・	1
2. 長寿命化計画の対象橋梁	・・・・・・・・	5
3. 計画期間	・・・・・・・・	5
4. 長寿命化計画の基本方針	・・・・・・・・	5
① 定期点検の実施	・・・・・・・・	6
② 管理区分の設定	・・・・・・・・	7
③ 長寿命化及び補修・更新に関する方針	・・・・・・・・	9
④ 日常的な維持管理及び異常時の対応	・・・・・・・・	10
⑤ 人材育成等	・・・・・・・・	10
⑥ 新技術等の活用方針	・・・・・・・・	10
⑦ 維持管理費用の縮減に関する方針	・・・・・・・・	10
5. 定期点検の結果	・・・・・・・・	11
6. 対策内容と実施時期	・・・・・・・・	12
7. 長寿命化計画による効果と対策費用	・・・・・・・・	12
8. 計画策定窓口	・・・・・・・・	12

1. はじめに

<計画策定の背景>

平成25年11月、国において「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という）が策定されました。

この基本計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、国や地方公共団体が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとしています。

この基本計画に基づき、本村では平成28年3月に「西栗倉村公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という）を策定し、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現に取り組んでいます。

本計画は、総合管理計画に基づく、「橋梁」の戦略的な維持管理・更新等に係る取り組みを具体的に定めたものとなります。

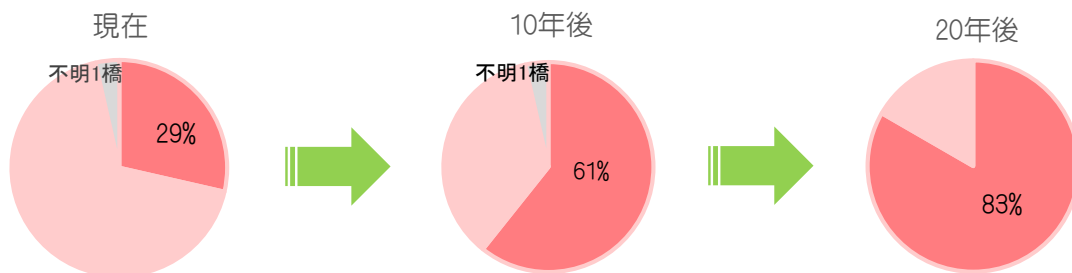
<西栗倉村の現状>

西栗倉村が管理する橋梁は、橋長15m以上が28橋、橋長15m未満が28橋の計56橋あります。その多くは高度経済成長期以降に集中的に整備され、今後20年で建設後50年を経過する割合が急速に増加し、老朽化による安全性の低下や補修・架替えなどの維持費が増大することが予測されています。

今後、限られた予算や人員の中、従来の「事後保全型の維持管理^(※)」を行った場合、適切な維持管理を続けることが困難になります。

（※）事後保全型の維持管理：損傷が顕在化して大規模な補修を行う維持管理

<架設後50年を超える橋長15m以上の橋梁数の割合の推移>



<計画策定の目的>

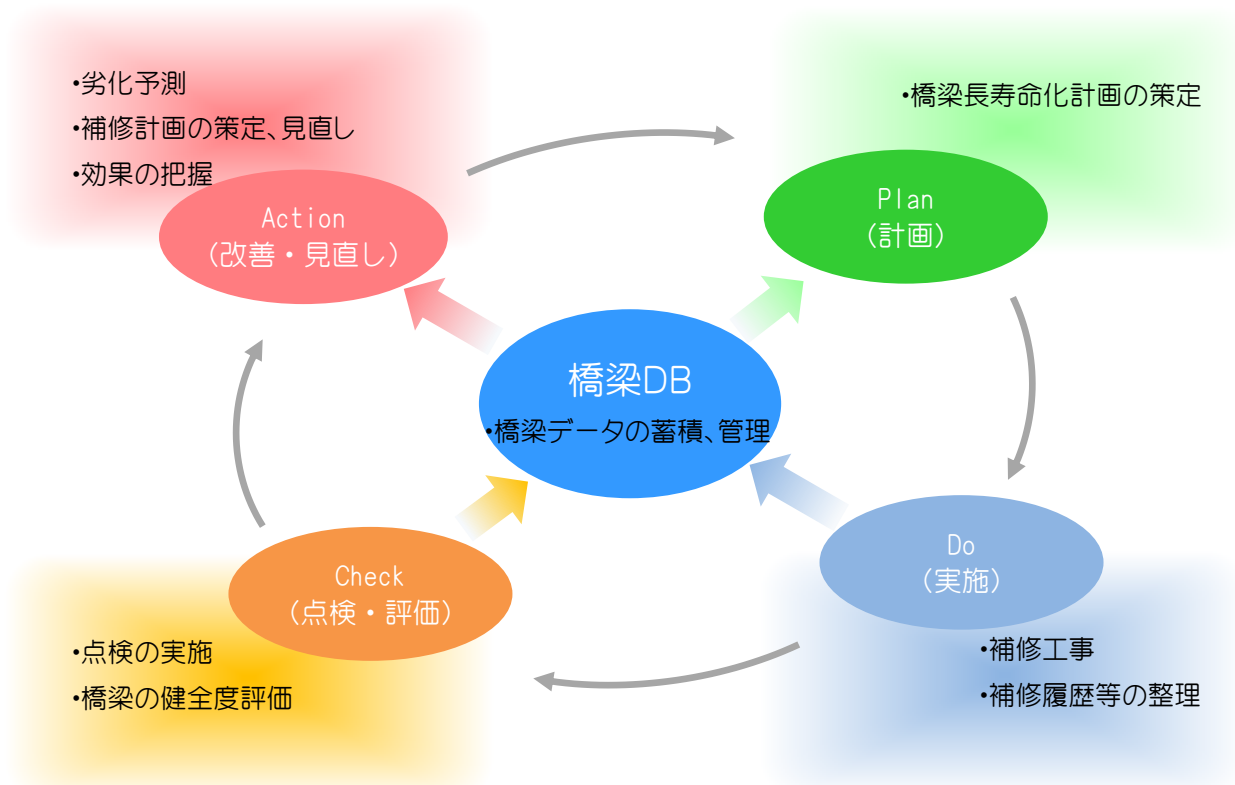
今後予想される橋梁の老朽化及び維持管理費の増大に対応するため、橋梁アセットマネジメントの考え方を導入し、各橋梁の計画的な維持管理の実施と長寿命化を推進し、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図るとともに維持管理及び更新費用の縮減と平準化を目的とします。

<橋梁アセットマネジメントの概要>

◆橋梁アセットマネジメントとは

橋梁を資産（アセット）としてとらえ、橋梁の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的制約の中でどのような対策をいつどこに行うのが最適であるかを考慮して、計画的かつ効率的に管理（マネジメント）する手法。

◆橋梁アセットマネジメントの全体像

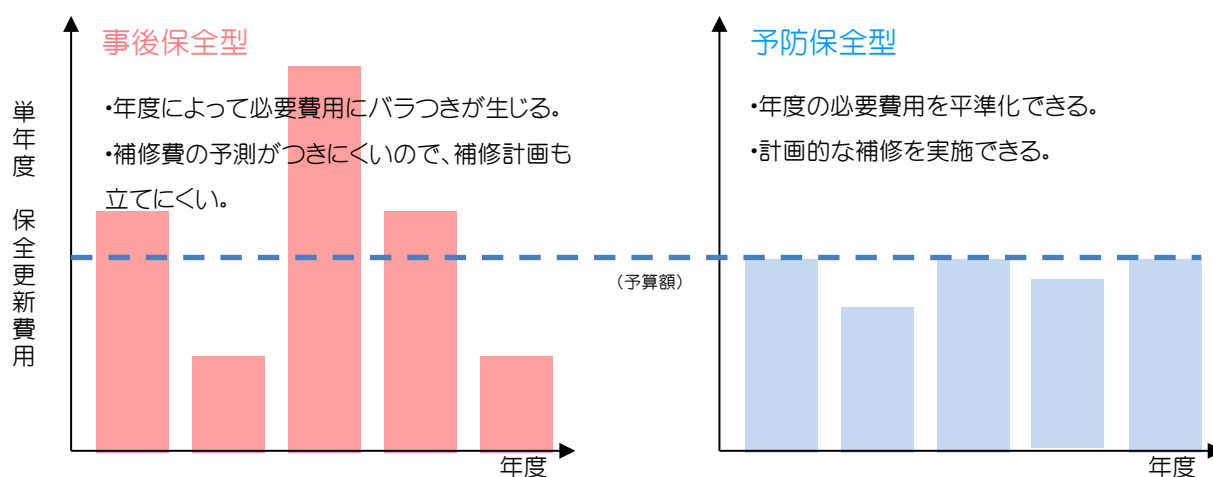


◆「事後保全」から「予防保全」へ



◆年度更新費用の平準化

軽微な損傷のうちに補修することで、1橋当りの補修費を抑えることができ、計画的な維持管理及び更新費用の平準化が可能となります。

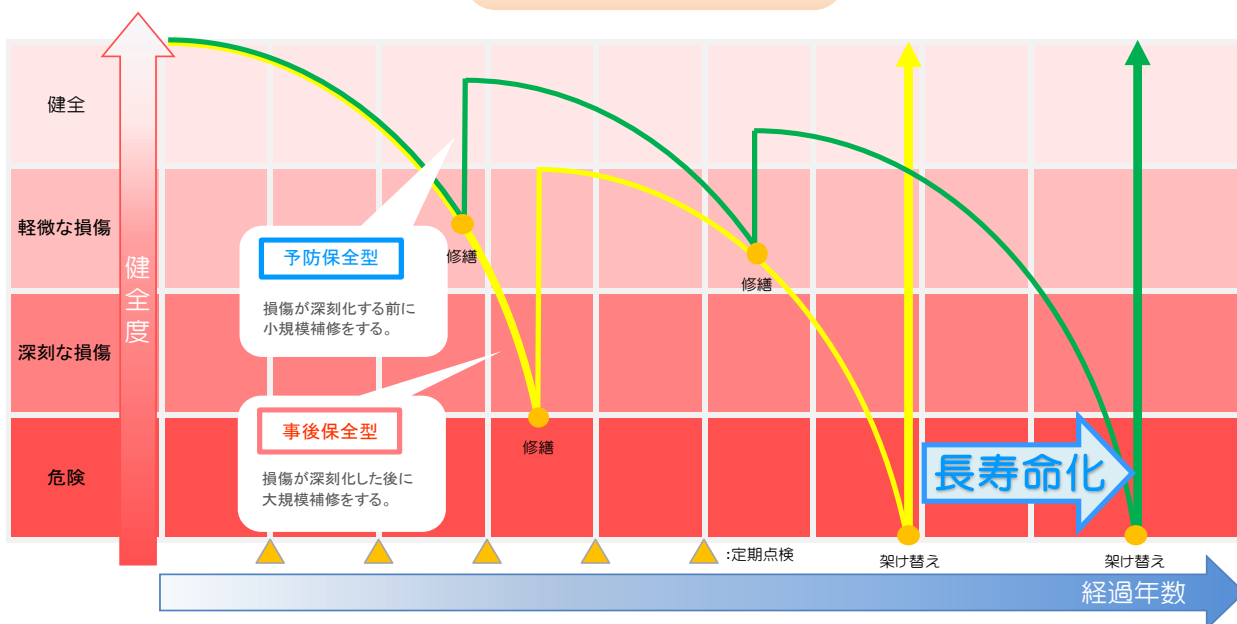


◆長寿命化とライフサイクルコストの縮減

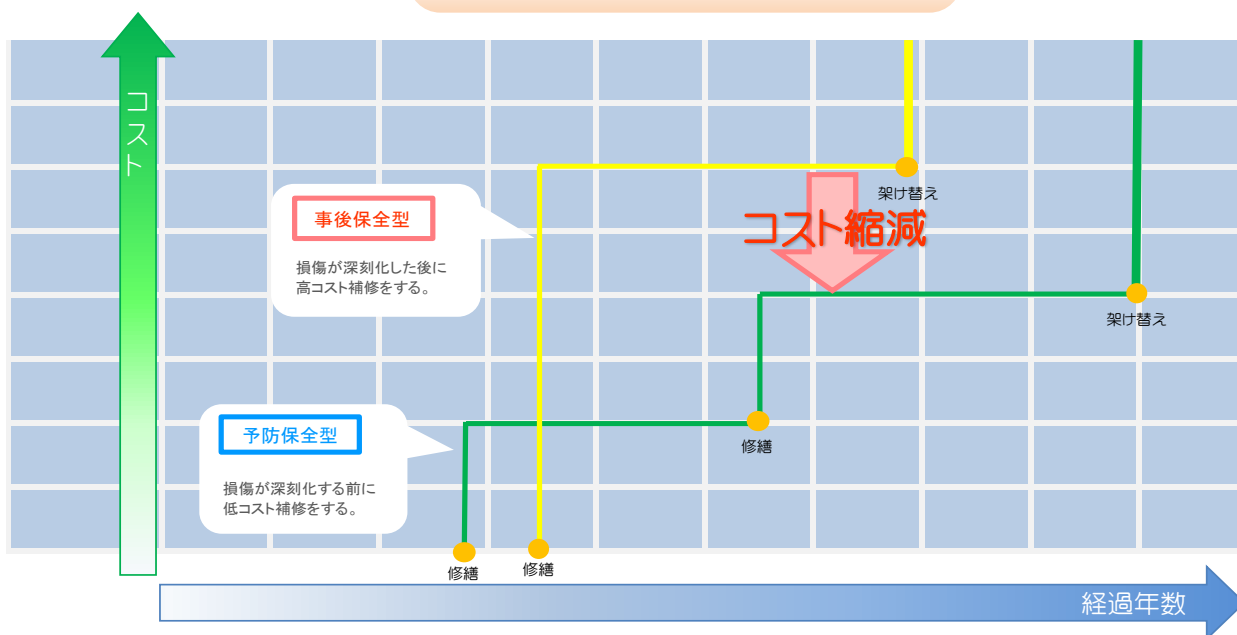
重大な損傷や致命的な損傷に至る前に予防的な補修を行い、健全な状態を維持しつつ橋梁の長寿命化を図ることでライフサイクルコストの縮減が可能となります。

予防保全型	早期に損傷発見	損傷が軽微	小規模な補修	コスト小
事後保全型	顕在化後に損傷発見	損傷が深刻化	大規模な補修	コスト大

【 劣化予測イメージ 】



【 ライフサイクルコストイメージ 】



2. 長寿命化計画の対象橋梁

「西栗倉村 橋梁の長寿命化計画」の対象は、村が管理する橋長 2 m 以上の道路橋梁とします。

コンクリート橋
44 橋

鋼橋
10 橋

混合橋
2 橋

合計 56 橋

3. 計画期間

計画期間は、5 年に 1 回の定期点検サイクルを踏まえ 5 年間とします。ただし、橋梁の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化するため、点検結果等を踏まえて、適宜計画を更新するものとします。

4. 長寿命化計画の基本方針

- ① 定期点検の実施
- ② 管理区分の設定
- ③ 長寿命化及び補修・更新に関する方針
- ④ 日常的な維持管理及び異常時の対応
- ⑤ 人材育成等
- ⑥ 新技術の活用方針
- ⑦ 費用縮減に関する方針

① 定期点検の実施

橋梁の健全度の把握については、橋梁の重要度や架設年度等を十分考慮して実施するとともに、「岡山県道路橋梁点検マニュアル（案）」に基づいて、近接目視を基本とした定期点検を実施し、橋梁の損傷状況を早期に把握します。

点検間隔については、道路法施行規則第4条5の6に則り、5年に1回を基本とします。

道路法施行規則 第4条5の6

トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。



橋梁点検車による点検



職員による点検

橋梁を構成する部材(※1)の健全度を損傷の種類(※2)毎に評価し、部材の重要性や損傷の進行状況、環境状況など様々な要因を総合的に勘案し、「橋梁」の健全度を評価します。

- ※1 主桁、床版、下部工、支承、伸縮装置等
 ※2 腐食、ひび割れ、鉄筋露出、ボルト脱落等

<評価の流れ>

損傷個所の健全度評価

損傷区分	a	b	c	d	e
損傷度	健全	ほぼ健全	損傷度 小	損傷度 中	損傷度 大



損傷個所の評価をもとに部材の対策区分を決定する。

部材毎の健全度評価

対策区分	A	B	C	E
対策内容	補修不要	経過観察	予防的補修実施	早期補修実施



部材の評価をもとに橋梁全体を評価する。

橋梁毎の健全度評価

対策区分	A	B	C	M	E
対策内容	補修不要	経過観察	予防的補修実施	維持的補修実施	早期補修実施



対策区分と判定区分

判定区分	I	II	III	IV
健全	健全	予防保全段階	早期措置段階	緊急処置段階
状態	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	道路橋の機能に障害が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

損傷個所の評価例(床版)

損傷区分	a	b	c	d	e
写真例					
状態	連続したひび割れが確認できない。	幅の小さい一方向のひび割れが見られる。	一方向のひび割れで漏水・遊離石灰が見られる。	格子状のひび割れが見られる。	格子状のひび割れで漏水・遊離石灰が見られる。

② 管理区分の設定

橋梁の重要度等に応じた管理区分を設定し、効果的かつ持続可能な維持管理を行います。

管理区分1

劣化・損傷の発生に対して、構造物機能に支障が生じてないうちに予防保全的な補修を実施し、長寿命化を図る。

【対象】耐震性に劣る橋梁、通行規制による社会的影響の大きい橋梁、補修・更新費用が高価な橋梁

【点検方法】岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)に基づく点検

【点検間隔】5年毎

管理区分2

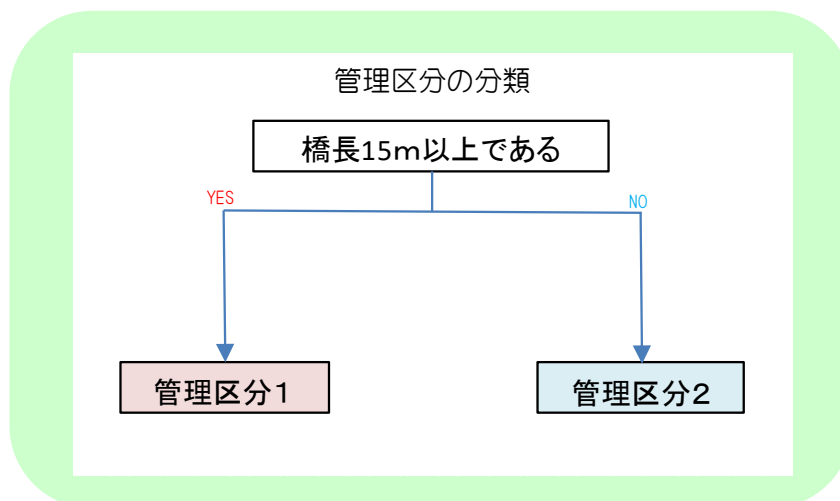
構造物機能に障害が生じる可能性がある又は生じている段階で補修を実施し、道路機能を維持する。

【対象】比較的構造が単純な橋梁、補修・更新費用が安価な橋梁

【点検方法】岡山県道路橋梁点検マニュアル(案)に基づく点検

【点検間隔】5年毎

※全ての橋梁を予防保全型の維持管理とすれば長寿命化が図れ経済的メリットがありますが、限られた予算及び人員の中では現実的ではありませんので、重要度等に応じた管理区分を設けています。



◆管理区分毎の橋梁数

管理数	管理区分1				管理区分2	管理区分2		
	道路橋梁(15m以上)			道路橋梁(15m未満)				
	鋼橋	コンクリート橋	混合橋	鋼橋		コンクリート橋	混合橋	
56	28	8	19	1	28	2	25	1

③ 長寿命化及び補修・更新に関する方針

管理区分毎に管理水準を設定し、健全度の評価に基づき、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう対策を行います。

◆管理区分毎の対策方針

管理区分 1	劣化・損傷の発生に対して、構造物機能に支障が生じてないうちに予防保全的な補修を実施し、長寿命化を図る。
管理区分 2	構造物機能に障害が生じる可能性がある又は生じている段階で補修を実施し、道路機能を維持する。

◆管理水準

判定区分	I		II		III		IV
対策区分	A	B (M)		C	E		
管理区分 1		維持する健全		※	対策の実施		
管理区分 2				※			

※II-C判定の橋梁は、損傷状況に応じて予防保全対策を実施します。

【判定区分の基本的な考え方】

- I：監視や対策を行う必要のない状態
- II：状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
- III：早期に監視や対策を行う必要がある状態
(次回点検もしくは、その次の点検までに補修を計画的に実施します。)
- IV：緊急に対策を行う必要がある状態(「通行止め」、「通行規制」もしくは「応急処置」等を実施した上で、「修繕」、「更新」、「撤去」のいずれかの措置方針を速やかに決定し、その実施時期を明確化します。)

【対策の優先順位の考え方】

橋梁の補修優先度は、損傷状況を優先的に考慮しますが、同程度の損傷状況の場合、橋梁の重要度、損傷要因、損傷部材の種類などを総合的に勘案し決定します。

優先度評価指標	評価内容
橋梁の重要度	・橋長の長い橋梁を優先
損傷要因	・交通量の多い橋梁を優先
損傷部材	・主桁や床板等の主部材に損傷がある橋梁を優先

④ 日常的な維持管理及び異常時の対応

橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、道路パトロール、清掃などを行います。また、地震等の災害時や橋梁部材に異常が発見された場合には、異常時点検を実施して橋梁の安全性を確認し適切に対応します。

⑤ 人材育成等

適切な点検や補修を実施するために、橋梁に関する研修会等を通じて、職員の点検・補修能力の向上を図ります。

⑥ 新技術の活用方針

点検の迅速化による経費節減や、新素材や新工法の適用による橋梁の延命化を目的に、全ての橋梁において、点検や設計段階から新技術情報提供システム(NETIS)や点検支援技術性能カタログ(案)などを参考に新技術の活用について検討します。また、令和7年度までに管理橋梁のうち、約5%の橋梁(2橋程度)で費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とし、約10万円の維持管理費の縮減を図ります。

⑦ 費用縮減に関する方針

修繕工事を実施する際には、すべての橋梁で設計段階から新技術の活用を含めた比較検討を行うとともに、損傷が著しく、将来的な維持管理費も含めてコスト縮減に繋がる橋梁については、補修・補強だけでなく、更新(架替)も視野に入れて検討を実施します。さらに、社会経済情勢や施設の利用状況等の変化を踏まえ、迂回路が存在し、集約等が可能な橋梁については、地元の意見を踏まえながら、令和10年度までに1橋の集約化・撤去を目標に取り組み、約340万円の将来の点検・修繕・更新等に掛かる中長期的な費用の削減を目指します。

定期点検においては、1巡目点検で橋梁点検車を使用した橋梁について、新技術の活用を重点的に検討します。



講習会



現地研修

5. 定期点検の結果

平成26年度から令和3年度の橋梁点検結果により、補修対策が必要な橋梁が12橋ありました。現在では、5橋の補修工事が完了しており、残り7橋の補修工事も計画的に行います。予防保全対策につきましては、損傷状況に応じて実施します。（R5年3月末時点）

◆点検結果（※2巡目点検結果を踏まえた値です。）

対策区分別

管理区分	未点検	I		II		III		IV	合計
		A	B (M)		C		E		
管理区分1	3	0	0	10	5	9	1	0	28

※未点検の3橋梁はR4年度新たに追加したもの

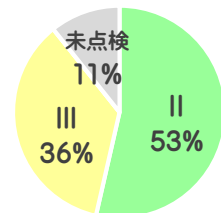
対策区分別

管理区分	I		II		III		IV	合計
	A	B (M)		C		E		
管理区分2	6	2	16	2	2	0	0	28

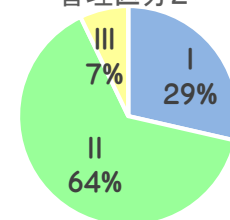
□ : 補助対象橋梁

■ : II-C判定橋梁、損傷状況に応じて予防保全対策を実施

管理区分1

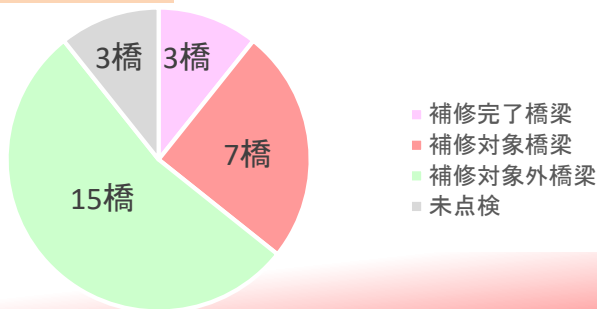


管理区分2

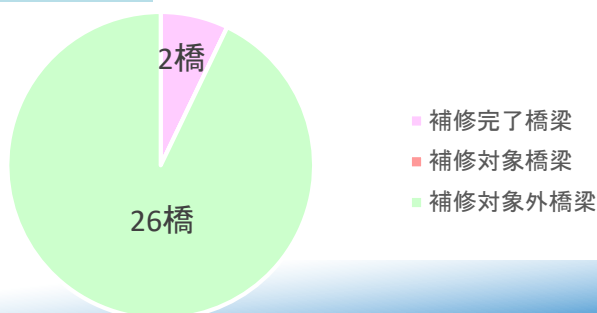


◆補修実施状況

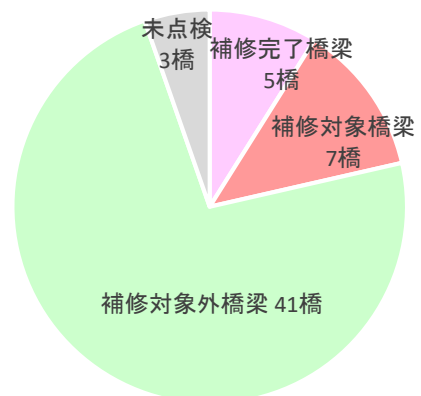
管理区分1



管理区分2



全体



※補修予定橋梁については、今後の定期点検や補修の実施状況、補修技術の進展、財政事情や社会情勢の変化等を反映し、適宜見直すこととします。

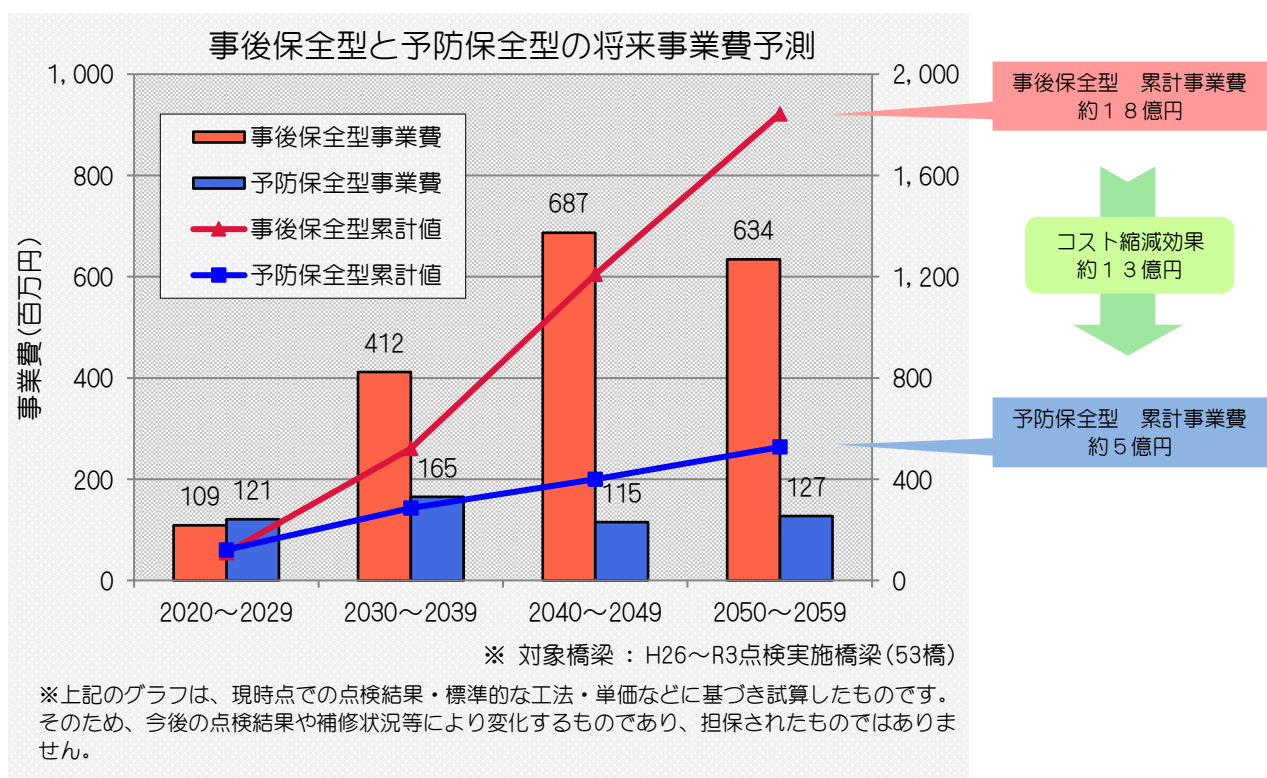
※補助対象外橋梁にII-C判定の橋梁（7橋）が含まれていますが、損傷状況に応じて補助を活用した予防保全対策を実施します。

6. 対策内容と実施時期

回目の点検や対策内容、実施時期等については、別紙「橋梁点検・修繕計画一覧表」のとおりです。

7. 長寿命化計画による効果と対策費用

これまでの点検結果を基に、今後40年間の対策費用をシミュレーションした結果、単年度平均で約1千万円の対策費用が必要となりますが、従来の事後保全型の維持管理と比較すると、約13億円のコスト削減が見込まれるとともに、一時的なコスト増も抑制され必要予算の平準化が可能となります。



事後保全型	必要最低限の補修のみ実施し、寿命（橋種、部材により50年から90年と設定）に達した時点で更新する費用を計上
予防保全型	損傷が軽微で最適な時期に補修を繰り返し、寿命（100年と設定）に達した時点で更新する費用を計上

8. 計画策定窓口

西粟倉村 建設課 TEL：0868-79-2231
〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村影石33番地1